

令和7年第7回大山町教育委員会

招集年月日 令和7年6月23日（月） 午後2時00分

招 集 場 所 名和公民館 第1会議室

出席委員

1 番		門脇明子	2 番		向陽寛孝	3 番		甕山洋美
4 番		山本健一						

その他の出席者

日 程

1. 開会宣言（午後 時 分）

2. 議事日程

日程第 1 会議時間の決定 自 午後 時 分 至 午後 時 分

日程第 2 教育長報告並びに連絡事項

日程第 3 報告第 1 号 教育長の臨時代理による事務の承認について
（大山町教育委員会における情報公開条例施行規則の制定について）

日程第 4 報告第 2 号 教育長の臨時代理による事務の承認について
（大山町教育委員会における個人情報保護法施行細則の制定について）

日程第 5 報告第 3 号 教育長の臨時代理による事務の承認について
（区域外就学について）

日程第 6 議案第 1 号 指定学校の変更について

3. その他

4. 次回の開催日程 令和7年 7月 日（ ） 午 時 分

5. 閉会宣言（午後 時 分）

報 告 事 項

月 日	曜日	件 名
6 月 2 日	月	連絡調整会議
3 日	火	本会議開会、スクールガードリーダー委嘱状交付、町立図書館・学校図書館連絡会
4 日	水	地域教育連携会議、保小中連携講座、人事評価委員会
5 日	木	議案の質疑、大山保育所
6 日	金	中山小学校大山散策、ヤンヤン郡使節団歓迎式典、日韓親善交流会歓迎会
7 日	土	むきばんだ遺跡公園、ヤンヤン郡使節団歓迎夕食会、たいまつ行列参加
8 日	日	グラウンドゴルフ大会開会式
10 日	火	大山小ボランティア顔合わせ・授業参観・校長面談、大山公民館大山分館、青少年育成町民会議
11 日	水	大山口列車空襲慰霊祭関係者来室
12 日	木	名和中校区地区進出学習会開校式
13 日	金	大山小学校計画訪問、大山小芝ボランティア結団式
16 日	月	一般質問(～17日)
18 日	水	名和中中学校計画訪問、校長面談
19 日	木	大山西小学校学校訪問、校長面談
20 日	金	議会閉会、連絡調整会議
21 日	土	兵庫教育大学大学院連携会議
23 日	月	新規採用保育士研修会、定例教育委員会、西部町村教育長会

今 後 の 予 定

24 日	火	名和小学校計画訪問、校長面談、人権教育主任会
26 日	木	西伯郡教育長会先進地視察(大分県)(～28日)
29 日	日	大山を歩く会
30 日	月	中山小学校計画訪問

報告第1号

教育長の臨時代理による事務の承認について (大山町教育委員会における情報公開条例施行規則の制定について)

大山町教育委員会における情報公開条例施行規則の制定について、大山町教育委員会教育長に対する事務の委任等に関する規則第3条第1項の規定により、教育長が臨時に代理したので、同条2項の規定により報告する。

令和7年6月23日

大山町教育委員会教育長 鷺見 寛幸

記

大山町教育委員会における情報公開条例施行規則

大山町情報公開条例（平成17年大山町条例第11号）の規定に基づく大山町教育委員会が管理する公文書の開示等については、大山町情報公開条例施行規則（平成17年大山町規則第12号）の例による。

附 則

この規則は、令和7年6月1日から施行する。

【参考】

○大山町教育委員会教育長に対する事務の委任等に関する規則
(委任)

第2条 教育委員会は、次に掲げる事務を除き、その権限に属する事務を教育長に委任する。

(4) 教育委員会規則その他教育委員会の定める規程の制定又は改廃に関すること。

(臨時代理)

第3条 教育長は前条各号に掲げる事務について緊急に処理する必要があると認める場合において、教育委員会を招集するいとまがないとき、又は教育委員会の会議が成立しないときは、これを臨時に代理することができる。

2 教育長は、前項の規定により前条各号に掲げる事務を臨時に代理したときは、次の教育委員会においてこれを報告しなければならない。

報告第2号

教育長の臨時代理による事務の承認について (大山町教育委員会における個人情報保護法施行細則の制定について)

大山町教育委員会における個人情報保護法施行細則の制定について、大山町教育委員会教育長に対する事務の委任等に関する規則第3条第1項の規定により、教育長が臨時に代理したので、同条2項の規定により報告する。

令和7年6月23日

大山町教育委員会教育長 鷲見 寛幸

記

大山町教育委員会における個人情報保護法施行細則

個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）の規定に基づく大山町教育委員会が保有する個人情報の開示等については、大山町個人情報保護法施行細則（令和5年大山町規則第7号）の例による。

附 則

この規則は、令和7年6月1日から施行する。

【参考】

○大山町教育委員会教育長に対する事務の委任等に関する規則
(委任)

第2条 教育委員会は、次に掲げる事務を除き、その権限に属する事務を教育長に委任する。

(4) 教育委員会規則その他教育委員会の定める規程の制定又は改廃に関すること。

(臨時代理)

第3条 教育長は前条各号に掲げる事務について緊急に処理する必要があると認める場合において、教育委員会を招集するいとまがないとき、又は教育委員会の会議が成立しないときは、これを臨時に代理することができる。

2 教育長は、前項の規定により前条各号に掲げる事務を臨時に代理したときは、次の教育委員会においてこれを報告しなければならない。

報告第3号

教育長の臨時代理による事務の承認について (区域外就学について)

学校教育法施行令第9条の規定に基づく区域外就学について、大山町教育委員会教育長に対する事務の委任等に関する規則第3条第1項の規定により、教育長が臨時に代理したので、同条2項の規定により報告する。

令和7年6月23日

大山町教育委員会教育長 鷺見 寛幸

記

1. 区域外就学の申立て 1件（詳細別紙）
2. 申立てに対する承諾日 令和7年6月17日

【参考】

○大山町教育委員会教育長に対する事務の委任等に関する規則
(委任)

第2条 教育委員会は、次に掲げる事務を除き、その権限に属する事務を教育長に委任する。

(16) 学齢児童生徒の就学すべき学校の区域の設定、又は変更に関すること。

(臨時代理)

第3条 教育長は前条各号に掲げる事務について緊急に処理する必要があると認める場合において、教育委員会を招集するいとまがないとき、又は教育委員会の会議が成立しないときは、これを臨時に代理することができる。

2 教育長は、前項の規定により前条各号に掲げる事務を臨時に代理したときは、次の教育委員会においてこれを報告しなければならない。

議案第 1 号

指定学校の変更について

下記のとおり指定学校変更の申立てがあり、学校教育法施行令第 8 条の規定により、指定学校を変更するものとする。

令和 7 年 6 月 2 3 日

大山町教育委員会教育長 鷺見 寛幸

記

1. 指定学校変更の申立て 1 件 (詳細別紙) 認定件数 件